

平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会社名 株式会社ハネックス
代表者名 代表取締役社長 仙波 不二夫
(コード番号 5267 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 高根 総
TEL 03 (3345) 7831

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 1 月 21 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 共同持株会社設立に係る定款の変更

本日付プレスリリース「株式会社ハネックスと日本ゼニスパイプ株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結のお知らせ」にて公表のとおり、当社は、日本ゼニスパイプ株式会社と共同して、平成 23 年 4 月 1 日（予定）をもって、株式移転によりゼニス羽田株式会社（以下、「共同持株会社」という。）を設立（以下、「本株式移転」という。）することを本日開催の取締役会において決議しておりますが、このために本株式移転の承認に関する議案（以下、「本株式移転議案」という。）を本臨時株主総会に付議することを予定しております。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、定款第 15 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本株式移転議案が承認され、平成 23 年 4 月 1 日（予定）をもって本株式移転を実施いたしますと、当社の株主は 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会等の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 15 条を削除するとともに、条数の繰上げその他所要の変更を行うものです。

なお、本定款変更は、平成 23 年 3 月 31 日の前日までに本株式移転議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 23 年 3 月 31 日にその効力を生じるものといたします。

(2) 優先株式に係る定款の変更

平成 22 年 10 月 26 日に「当社優先株式の取得請求権の行使に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社は、優先株式を全て消却済みで、発行済優先株式数は 0 株となりましたので、当社定款の第 13 条の優先株式に係る条文はその必要性がなくなりました。よって、現行定款第 13 条を削除するとともに、条数の繰上げその他所要の変更を行うものです。

2. 本定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p data-bbox="359 685 703 719" style="text-align: center;"><u>第 2 章の 2 優 先 株 式</u></p> <p data-bbox="240 792 344 826"><u>第 13 条</u></p> <p data-bbox="264 846 823 927"><u>本会社の優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="252 949 421 983"><u>1. (議決権)</u></p> <p data-bbox="276 1003 823 1137"><u>優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p data-bbox="252 1160 437 1193"><u>2. (優先配当)</u></p> <p data-bbox="276 1214 823 1662"><u>①本会社は、第 45 条に定める利益配当を行うときは、優先株主または優先株式の登録質権者（以下「優先株質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通株質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年 5 0 円を上限として、発行に際して取締役会で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとする。</u></p> <p data-bbox="276 1684 823 1863"><u>②優先株主または優先株質権者に対して支払う利益配当金は、各営業年度において、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌営業年度以降に累積しない。</u></p> <p data-bbox="276 1886 823 1975"><u>③優先株主または優先株質権者に対して、優先配当金の額を超えて配当を行わない。</u></p> <p data-bbox="252 1998 517 2031"><u>3. (残余財産の分配)</u></p> <p data-bbox="276 2051 823 2085"><u>本会社の残余財産を分配するときは、優先株</u></p>	<p data-bbox="1102 685 1177 719">(削除)</p> <p data-bbox="1102 792 1177 826">(削除)</p> <p data-bbox="1102 1998 1177 2031">(削除)</p>

主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、発行価額相当額を支払う。優先株主または優先株質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

4. (優先株式の買受け等)

本会社は、株主に配当すべき利益をもって優先株式の一部または全部を買受け、これを消却することができる。

5. (新株引受権等)

①本会社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

②本会社は、優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

6. (転換予約権)

優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

7. (強制転換)

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の発行価額相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が（1）取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときまたは（2）取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、優先株式1株当りの発行価額相当額を（1）の場合は当該上限転換価額で、（2）の場合は当該下限転換

(削除)

<p><u>価額で、除して得られる数の普通株式となる。</u> <u>前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法の定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p>8. (準用規定) <u>第47条の規定は、優先配当金の支払について、これを準用する。</u></p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u></p> <p>第16条 ～ (条文省略)</p> <p>第20条</p> <p>第20条の2 <u>第15条および第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>第21条 ～ (条文省略)</p> <p>第47条</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第14条 ～ (現行どおり)</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>第19条 ～ (現行どおり)</p> <p>第45条</p>
--	---

3. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日

平成23年1月21日(金)(予定)

定款一部変更の効力発生日

平成23年3月31日(木)

以上